

訪問介護サービスのご案内



訪問介護サービスとは？

ホームヘルパーがご自宅に伺い、入浴・食事・排泄・買い物・掃除・洗濯・調理など介護保険法に沿って日常生活のお手伝いを行います。

要支援1・2および総合支援事業対象者の方は「介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス」、要介護1~5の方は「訪問介護」としてお伺いいたします。「訪問介護」においては、介護保険法にて、各サービスを次のように「身体介護」と「生活援助」に区別しています。

身体介護：1. 利用者の身体に直接接触して行う介護サービス

例) 入浴介助、おむつ交換

2. 利用者の日常生活動作能力や意欲向上のために利用者と共にを行う自立支援のサービス

例) 見守りながら洗濯などの家事を利用者と一緒に行う

生活援助：掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助であって、利用者が独居、また、家族が障害・疾病などのため家事を行うことが困難な場合に行うサービス

サービス内容 ※ご本人に関することに限ります。

【身体介護】

買い物同行

杖や車椅子で一人での外出は不安・・・買い物など外出のお手伝いをいたします。



食事介助

むせたりすることの無いよう見守りながら食事のお手伝いをします。

入浴介助・足浴・清拭

ご自宅のお風呂でゆったりお過ごしいただけるよう浴槽の出入りや体を洗うことをお手伝いします。



おむつ交換・着脱介助

起床・就寝時の着替えやおむつ交換などをいたします。

【生活援助】

洗濯・布団干し

洗濯や布団干しを行います。



掃除

日常使用されているスペースを掃除します。



調理・食器洗い等

食事の作り置きやかぼちゃなど固い野菜の下ごしらえも対応します。



詳しくは
福祉課職員に
お尋ねください。

